

令和7年度益田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

○ 方針を策定する目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第号。以下「法」という。）第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定めるものです。

○ 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用します。

○ 優先調達する障がい者施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりします。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設
(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体
- (9) 受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口

○ 物品調達の対象品

- ・市内の施設で生産している物を優先して調達します。

調達品目

食品類（パン、菓子等）、農作物類（野菜、草花他）、消耗品（布製品等）、印刷、清掃、公園等維持管理、花壇整備

○ 調達目標額

令和 7 年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は次の金額とします。

年間 5, 050, 000 円

参考

令和 6 年度	5, 037, 763 円
令和 5 年度	4, 947, 775 円
令和 4 年度	5, 339, 674 円
令和 3 年度	4, 555, 176 円
令和 2 年度	4, 560, 150 円

○ 調達の推進方法

情報提供

障がい者就労施設等からの調達可能物品を収集し、関係部署に対して情報提供をします。

優先調達の依頼

障がい者就労施設等からの物品等を優先的に調達できるよう、関係部署に依頼します。

随意契約方式の活用

障がい者就労施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用します。

○ 公表

障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表します。

調達実績については、翌年度の 5 月末までに取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表します。